

# 県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務委託仕様書

## 1 委託業務名

県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務

## 2 事業目的

日本酒は近年、海外で目覚ましい普及を遂げており、ワイン大国フランスにおいても高級フランス料理店などで提供される機会が増えるなど、優れたアルコール飲料であるとの認識が高まっている。吟醸酒発祥の地とも言われる広島県では、この歴史ある日本酒を世界屈指の美食の国であるフランスを中心に、海外への輸出促進に取り組んでいる。

今後、フランスをはじめとした EU 市場へのさらなる輸出拡大を目指して、食において世界的な影響力・発信力を有する著名なシェフやメディア、日本酒バイヤーなどを招聘し、あらためて県産日本酒の魅力を歴史、気候風土、原材料、製造方法など多面的に発信する機会を設けることで、理解深耕を促し、販路拡大を図るとともに、その価値をより一層高め、世界市場におけるシェア拡大に繋げていくことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで

## 4 委託料限度額

20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※完了払いとする

## 5 業務内容

事業目的を達成するため、次に掲げる業務を実施する。

### (1) 日本酒バイヤー・シェフ及びソムリエ等の招聘

#### ア 招聘者の選定

次の点に留意し、最適と思われる国・地域から招聘者を選定すること。

- ・事業目的を踏まえ、フランスをはじめとした EU 諸国を中心に招聘者を選定すること。
- ・被招聘者に対し、本事業の趣旨、日程、求める役割等を説明し、理解及び同意を得た上で参加を求めること。
- ・選定にあたっては、被招聘者候補のプロフィール（略歴、所属企業や団体等）、想定される効果等をまとめ、事業目的等の達成に資すると考える理由を明らかにすること。
- ・本事業は 2 月 19 日～22 日（3 泊 4 日）の旅程として設計すること。
- ・日本酒バイヤーについては、県事業と関連のある 2 社（Dugas 社・UMAMI 社）を選定することとし、両社からの被招聘者（各 1 名）の選定及び調整は県が行う。なお、この調整に係る費用 50 万円を経費に計上すること。

- ・シェフ及びソムリエ等については4名以上招聘することとし、シェフは必ず2名以上提案すること。選定においては、下記①～③の条件をすべて満たすこと。
  - ① これまでに県産日本酒の取り扱い実績がなく、本事業を機に、県産日本酒を1年以上は取り扱うことを確約する者。
  - ② その飲食店において、アルコール類を選ぶ決定権を持つ者（シェフにその権限がない場合には、その権限を持つソムリエ等）
  - ③ 世界的な影響力・発信力を有する者
- ・突然のキャンセル等で予定していた被招聘者の来広が実現しない場合を想定し、取引に繋がる代替案も提案すること。
- ・最終的な被招聘者は、受託者からの提案に基づき、別途協議の上決定する。

#### イ 被招聘者との調整

- 次の点に留意し、被招聘者との調整を行うこと。
  - ・招聘にあたって必要な手配（移動手段、宿泊施設等）を適宜行うこと。なお、往復国際航空券（エコノミークラス）や空港諸税、実施期間中の経費（交通費、宿泊費（スタンダードクラス、シングル）等）はすべて事業費に含む。
  - ・被招聘者の特徴（食事制限等）を考慮し、招聘期間中の各体験に支障がないよう事前に確認すること。
  - ・招聘実施中に被招聘者の健康と安全が確保されるよう、各被招聘者及び県等との連絡体制を整え、臨機応変に対応すること。

#### (2) 日本酒エデュケーションツアーの企画・実施

- 次の点に留意し、県内の酒蔵等を訪問するエデュケーションツアーを行うこと。
  - ・広島県日本酒ブランド化促進協議会会員（株式会社三宅本店、合名会社梅田酒造場、賀茂泉酒造株式会社、藤井酒造株式会社、盛川酒造株式会社、山岡酒造株式会社、株式会社馬上酒造）のうち、2つ以上の酒蔵を訪問する旅程を組むこと。
  - ・選定した酒蔵との事前打ち合わせを行い、実施可能な内容とすること。
  - ・酒蔵の選定理由を明らかにするとともに、単なる酒蔵見学とならないように、参加者が日本酒の魅力を五感で感じられるワークショップを組み込む等、本事業の目的と被招聘者の目線・関心等を踏まえ、被招聘者が広島日本酒に対する理解を深め、積極的に取り扱いたいと感じる内容を具体的に提案すること。
  - ・訪問施設側の担当者に対して、当事業の趣旨を説明し、必要に応じて専門的な説明要員によるガイド対応等について交渉し、より深い視察が行えるよう調整を行うこと。
  - ・訪問先となる施設に対しても、なんらかの気づきや学びなどを与える内容であること。

#### (3) 被招聘シェフと県内シェフによる料理セッション等の企画・実施

- 次の点に留意し、被招聘シェフと県内シェフによる料理セッションを行うこと。
  - ・実施日は令和6年2月21日（水）とし、会場や県内シェフの選定は県が行う。なお、会場費及び県内シェフへの報酬等、費用50万円を経費に計上すること。

- ・料理セッションとは、シェフらがその場で即興でアイデアを出し合いながら、日本酒に合うフランス料理を創り上げていくものとする。
- ・事業目的を踏まえ、広島日本酒の魅力や可能性（食材との相性、調味料としての活用法等）を伝えうる内容を提案すること。
- ・料理セッションには日本酒バイヤーも参加することとし、バイヤーにとっても有益な内容とすること。また招聘するメディアにとっても、積極的に情報発信をしたいと思える魅力的な内容とすること。
- ・広島日本酒のほか、県産の山海の食材を使用し、広島の食の豊かさを伝えることとし、使用を想定している食材等についても具体的に提案すること。
- ・料理セッションには、県が「広島県産日本酒ブランドアンバサダー」に任命している、M.O.F.（フランス国家最高職人章）を保有するソムリエであるフィリップ・トルサール氏も参加することとする。日本酒が口の中で料理と組み合わせさせた時の変化や、食材とのマッチング等も含めて、県産日本酒に対する知識を有するフィリップ氏を活用した企画を提案すること。なお、フィリップ氏との調整は県が行うこととし、フィリップ氏に係る費用（旅費、報酬等）については、経費への計上は不要とする。
- ・参加するシェフの新たな気づきや出会いを得る機会となるなど、料理セッションが広島の食の魅力を担う料理人たちにとっても意義のあるものとなるよう配慮すること。
- ・食材費等、料理セッションに係る経費についてはすべて事業費に含む。

#### （４）メディア等の招聘及び情報発信

本事業による情報発信は、海外の消費者を主要なターゲットとして想定し、そのターゲットに影響を与えうるメディア・インフルエンサー（以下、「メディア等」という。）の招聘及び情報発信を行うこと。

- ・以下の要件を満たすメディア等であること。
  - ① 本事業の期間内に来広可能な海外メディア等であること
  - ② 海外消費者の関心を喚起し、具体的な消費行動を促進するような発信力・影響力を有し、テレビや紙面などの媒体による発信先を有すること
  - ③ 広島日本酒の国際的な評価を高めうるメディア等であること
  - ④ 本事業終了後、4か月以内に情報が発信されることが確約されること
- ・本事業における招聘メディア等は1社以上提案すること。なお、県としてメディア1社を招聘するため、これに係る招聘費用1名分は別途計上すること。
- ・選定にあたっては、被招聘者候補のプロフィール、想定される効果等（発行部数、視聴者数、広告換算額等）をまとめ、事業目的等の達成に資すると考える理由を明らかにすること。
- ・自社が持つ媒体を活用する等、事業目的の達成に寄与すると考えられる情報発信について、自由に提案すること。
- ・メディア招聘費用（往復国際航空券（エコノミークラス）や空港諸税、実施期間中の経費（交通費、宿泊費（スタンダードクラス、シングル）等）は事業費に含む。

#### (5) 通訳ガイド（またはコーディネーター）手配

本業務を円滑に進めるため、次の点に留意し、招聘期間中の通訳ガイド等を手配すること。

- ・被招聘者と訪問先関係者、県関係者等との間で通訳及びガイド業務を行う者（以下、「通訳ガイド等」という。）を手配すること。拘束時間は旅程や内容に準ずる。
- ・通訳ガイド等の日当、交通費、食費等は事業費にすべて含む。
- ・招聘前には、通訳ガイド等と旅程に関する事前打ち合わせを行うこと。その際、本事業の主旨説明を行い、通訳ガイド等がその役割を明確に理解した上で業務を行えるようにすること。
- ・通訳ガイド等については、可能な限り食に対して理解・関心の高い者を選任すること。
- ・対応言語は原則フランス語とするが、被招聘者をフランス語圏以外から求める場合は、その被招聘者が使用する言語の通訳業務が可能な者を手配すること。なお、被招聘者が母国語以外で十分コミュニケーション可能であれば、その限りではない。

#### (6) 動画の制作

(2)(3)に関する写真及び動画を撮影し、広島県産日本酒の魅力が伝わる1分程度の動画を制作すること。なお字幕が必要な場合は、2か国語（フランス語と英語）を付けること。また、写真は今後、県のホームページやSNS等で発信できるクオリティのものとする。

#### (7) 効果測定等の実施

本業務実施後に被保険者に対してアンケートを行い、今後の課題分析等を行うこと。

### 6 報告書等の提出

#### (1) 活動計画及び支出計画

県と協議の上、委託期間中の活動計画を提出すること。

##### ① 提出物

- ・活動計画（様式任意）
- ・支出計画（様式任意）

##### ② 提出期限

業務委託契約書締結後、10日以内に提出すること。

##### ③ 計画の変更

提出後に活動計画を変更する場合は、改めて県と協議の上、再提出すること。

#### (2) 業務完了報告

実施した活動内容や成果報告、次年度以降の取組の参考となる事柄などをまとめ、業務完了後、速やかに提出すること。

##### ① 提出物

- ・別紙様式第5号 実績報告書
- ・事業報告書（様式任意）
- ・経費明細書（様式任意）

- ・写真や動画等の制作物一式
- ② 提出期限
- 令和6年3月12日（火）まで

## 7 業務実績報告書等の納入場所

広島県商工労働局観光課

## 8 業務の遂行について

- ・委託業務の内容の詳細は、委託者からの提案内容に基づき、委託者と受託者で協議の上、決定する。
- ・業務の遂行にあたり、連絡調整者を1名以上配置すること。その他、業務に係る実施体制について、体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを委託者に提出すること。
- ・業務の遂行にあたり、委託者から指示のあった関係機関等と連携すること。

## 9 留意事項

### (1) 機密保護・個人情報保護

- ・本業務の遂行上、知り得た秘密を他に漏らさないこと。
  - ・本業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
  - ・発信する情報の適正性、妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
  - ・本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
  - ・本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- 成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む）を委託者の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。※この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。

### (2) 法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたっては、次にあげる法令等を遵守しなければならない。

- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日条例第53号）

## 10 著作権に関する事項

- (1) 本業務による成果物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、納品日以降、広島県に帰属し、広島県は本業務による成果物を自ら使用する他、第三者に使用を許諾できるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた

場合には、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 11 その他

- 本業務の履行に際し必要な素材は受託者が調達し、使用する著作物については肖像権、著作権、商標権、その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については、委託料に含むものとする。また、知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任において、これを処理すること。
- 本業務の実施によって得られた動画や写真は、業務終了後も広島県ホームページ等において使用することがあるため、その旨を出演者等に事前に承諾を得ること。
- 成果物に関する著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者および委託者が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決することとする。
- 受託者は、委託業務にかかる経費の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後 10 年間、これを保存すること。
- その他、委託業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上定める。